

第3編　まとめ



いきいきとだれもが夢に向かって輝く越谷教育
～越谷市教育振興基本計画策定シンポジウム～の開催
(H22.10.22 越谷市中央市民会館)

第1章 計画の推進

1 計画を推進するにあたって

教育基本法第1条において、教育は「人格の完成をめざし、平和で民主的な国家および社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と示されていますが、教育の果たす使命は、いかに時代が変わろうとも変わることのない、これまでも先人から引き継がれてきた普遍的なものです。

また、教育基本法第2条において、我が国の未来を切り拓いていくための新しい教育の目標が規定されたところですが、現在のように変化の激しい時代の中では、教育現場の視点からしっかりとこれらの動向を見極め、適切に対応していく必要があります。

このように、教育は一貫した理念に基づき長期的な見通しを持って取り組んでいく必要があり、次世代のためにできることを、今を生きる私たちが「継承」していく営みでもあります。この次世代への継承の中で私たちが感じた課題等について、将来を見据え十分な検討を加えたうえで、新たなものへと「創造」していくことが、私たちに与えられた責務です。

既に国や県では、それぞれの教育振興基本計画を策定していますが、国では「社会総がかりで」、県では「県民の力を結集して」と言うように、本市においても本計画を策定することにより、教育関係者はもちろんのこと、市民が相互に教育の振興に向けて主体的に関わり合い、助け合い、学び合うなど、市をあげて次世代へと受け継ぐべき真に価値のあるものを創り出していくことで、「継承の中の創造」を実行していきます。



【学校・家庭・地域・行政等の連携協力による市民総がかりの教育の振興】

本計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域・行政等が連携協力し、それぞれの役割に応じて行う支援を有機的なつながりのあるものとしていく必要があります。これは、現在の多様な教育課題は、単独では解決が困難なものが多いことから、学校・家庭・地域社会が共に支え合い地域ぐるみで取り組むことが求められているからです。

どのような時代においても、子どもへの教育の原点は家庭にあると言えます。子どもにとって日常生活上の習慣や規範を学ぶうえで家庭の力に勝るものはありません。基本的な生活習慣等を正しく身に付けるために、今後も家庭の役割が重要であり続けます。

一方で、今日、家庭環境は多様化・複雑化の傾向が増しており、家庭の教育力を補うためには、学校教育とともに地域の協力が不可欠です。とりわけ、多様な世代と交わることの少なくなった現在、学校内外での子どもの様々な活動支援や体験活動の推進に、地域の協力と見守りが欠かせません。また、核家族化の進展等により、周囲からの子育て支援を受けにくい状況から家庭の教育力が低下しており、親に対する教育の必要性が高まっています。このように、隣近所や身近な人たちが担ってきた子育てをはじめとする知恵の継承についても、協力が得られるよう連携を深めていく必要があります。

本市では、これまで学校教育の充実に努めるとともに、様々な生涯学習・生涯スポーツ機会の提供に取り組んできました。子どもたち一人ひとりがこれからを力強く生きていけるような真の「生きる力」を身に付けるため、知徳体のバランスのとれた能力・資質を向上させるとともに、市民の多様化・高度化する学習ニーズに対して、柔軟かつ迅速に学習メニューの提供や学習支援を行っていくため、行政組織の枠を超えた庁内の連携を一層強化します。また、生涯スポーツに関連する事業の企画・立案・実施のプロセスに、可能な限り市民の参加を促し、情報公開のもとに計画を進めます。

さらに、各種教育関係団体や※1NPO（民間非営利組織）・ボランティア団体、企業等の社会貢献活動を積極的に支援するとともに、それらの皆さんのが本市の教育を支える地域の一員として、連携協力の輪に加わることで、教育推進のための市民総がかりでの縦横無尽なネットワーク体制の構築に努めています。

¹NPO（民間非営利組織）：利潤をあげることを目的としない民間団体の総称として使われます。活動分野は、医療・福祉、環境、文化芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、防災など広範な分野に及んでいます。なお、NPOは、Non Profit Organization の略

2 計画の進行管理、点検・評価

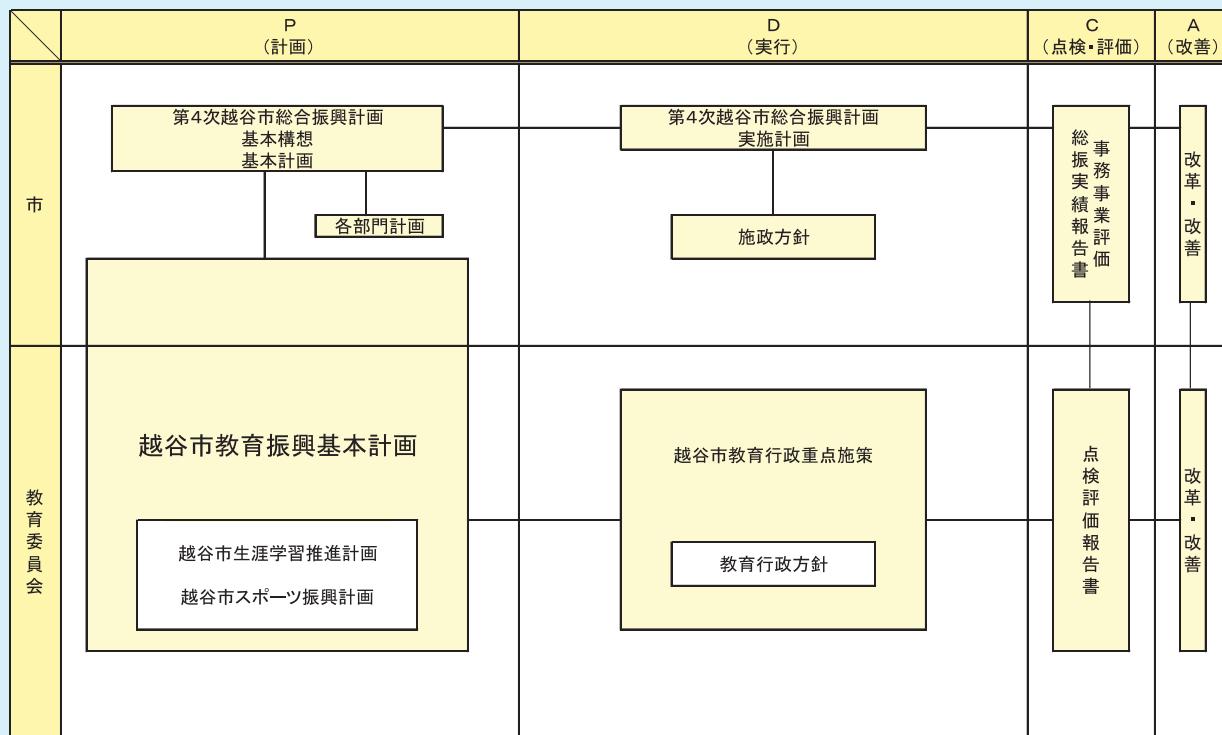
本計画策定後は、P (Plan : 計画)、D (Do : 実行)、C (Check : 点検・評価)、A (Action : 改善) というPDCAマネジメントサイクルのもと、進行管理、点検・評価を実施し、これらの活用を十分に図り、次年度の具体的な事業を検討することが必要です。

したがって、本計画では、基本目標ごとに可能な限り分かりやすい指標を設定しています。これらの指標を施策の目的達成に対する目安としながら施策の成果を検証します。

具体的には、P (計画) を本計画の策定とします。これを受け、D (実行) として、まずは、毎年3月定例市議会において、当該年度の教育行政運営の基本的な考え方と主要施策について「教育行政方針」を示します。さらに、これを踏まえたうえで、毎年度の実行計画として施策の体系に沿った「教育行政重点施策」を策定し、実行にあたります。そして、C (点検・評価) として、教育行政重点施策で掲げた重点事業を中心に、10の施策の方向ごとに自己評価を行うとともに、教育委員会独自の学識経験者による知見の活用を図ります。これにより、市の費用対効果に主眼を置いた事業評価と併せて、教育施策全般にわたる自己評価と外部評価を「点検評価報告書」によって公表し、その評価をA (改善) につなげていくというマネジメントサイクルに沿って、本市の新たな教育行政を推進していきます。

また、施策の推進にあたっては、数値目標の達成のみにとらわれることなく、市民満足度として当事者や参加者の意欲向上につながるような視点での点検・評価ということも十分配慮するよう留意します。

こうした点を踏まえた取り組みにより、効果的な教育行政の推進を図り、市民への説明責任を果たすとともに、計画の進行管理を行っていきます。



3 指標一覧

第4次越谷市総合振興計画前期基本計画の主な事業に掲げる指標

(基本目標1) 生きる力を育む学校教育を進める

事業名	指標名	目標値		算出式等	ページ
		21年度 現況	27年度 目標値		
校内系ネットワーク運用事業	プレゼンテーションソフトを活用した学習を行う児童生徒数の割合	68.0%	100%	児童生徒がプレゼンテーションソフトを活用して、わかりやすく発表したり表現できるように指導できる教職員数/全教職員数	14
環境教育推進事業	環境教育コンテンツ活用実施率	—	100%	特色ある環境活動を環境教育コンテンツに公開している学校/45校	15
食育推進事業	地場農産物の使用数	8品目	12品目	使用品目数	16
日本伝統文化推進事業	日本伝統文化講師派遣クラブ数(中学校)	35クラブ	45クラブ	主要な伝統文化(茶道、華道、箏曲)の講師派遣校数 現況は 茶道15クラブ(全校) 華道 7クラブ 箏曲13クラブ	17
障がい児就学支援事業	特別支援教育に関する校内研修会開催率	30.0%	100%	研修会実施校/45校	19
特別支援教育訪問指導推進事業	学習障がい児等訪問指導実施回数(各校平均)	0.4回	3回	学習障がい児等訪問回数/45校	19
臨時教職員配置事業	特別支援教育支援員配置割合	61.5%	100%	配置人数÷配置要望人数×100	20
小・中学校施設耐震化事業	小・中学校施設の耐震化率	50.6%	100%	(耐震化対象棟数のうち耐震補強済棟数+昭和57年以降の建設棟数)÷保有棟数×100%	21
小・中学校施設改修事業	小・中学校施設のバリアフリー化率	40.0%	68.8%	福祉環境整備済みの小中学校数÷全小中学校数×100%	22
教職員資質向上事業	「ICTパソコン」活用力段階表5段階達成率	—	100%	「ICTパソコン」活用力段階表 5段階達成教職員/小中学校全教職員数	23
	「外国語活動指導状況」段階表3段階達成率	—	100%	市内全小学校で外国語活動の指導にあたっている教員を対象に行う。 指導に係る3段階の質問紙調査において、「よくできる」「だいたいできる」の回答の割合	23
学校応援団推進事業	「学校応援団」のコーディネーターとボランティアとの連絡協議会(年3回)の開催率	—	100%	学校応援団連絡協議会の開催回数 (年3回×小・中学校45校)	25

(基本目標2) 生涯にわたる学びを充実し、地域の文化を創造する

事業名	指標名	目標値		算出式等	ページ
		21年度 現況	27年度 目標値		
生涯学習推進事業	生涯学習リーダーバンク登録者数、クラブ・サークル・団体ガイド登録団体数	811件	900件	生涯学習リーダーバンク登録者数+クラブ・サークル・団体ガイド登録団体数	27
各種学級・講座開催事業	各種学級・講座の参加者数	37,626人	38,000人	生涯学習課および公民館で行う講座等の参加者数	27
人権教育推進事業 (社会教育)	講座の参加者数	3,273人	3,300人	人権教育推進事業、家庭内における人権教育、人権教育指導研修事業における実数での数値	28
青少年健全育成推進事業	健全育成研修会等の参加者数	1,888人	2,000人	年間の全青少年指導員・全育成推進委員の研修会(市・地区的合計および施設研修会含む)参加者数	29
(仮称)中央図書室整備事業	図書室(整備数)	2室	3室	図書室数(現在、北部市民会館図書室、南部図書室の2室あり)	30
(仮称)第2図書館建設事業	図書館の建設・整備(整備手法等の検討を含む)数	1館	2館	施設内容、整備手法等について検討を行う。	30
蔵書等整備事業	市民1人あたりの図書貸出冊数	4.8冊	5.3冊	平成12~21年度の平均増加率(%)×平成21年度現況値	30
展覧会開催事業	市展会期中の入場者数	4,015人	4,050人	会期中の入場者数	31
伝統芸術文化振興事業	伝統芸術文化振興事業入場者数	1,471人	1,500人	こしがや薪能・こしがや能楽の会・越谷市郷土芸能祭・能楽体験教室の参加者数	31

(基本目標3) 生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる

事業名	指標名	目標値		算出式等	ページ
		21年度 現況	27年度 目標値		
各種教室・講座等開催事業	スポーツ・レクリエーション事業への参加者数	805,050人	842,000人	年間延べ参加者数 ・教育委員会主催事業 36,500人 ・スポーツ関係団体等 主催事業 37,500人 ・地区スポ・レク主催事業 50,000人 ・学校体育施設開放事業 718,000人 (過去5年間の平均参加者 人数(786,161人)× 平均推移・増加率(1.071))	34
ボランティア活動促進事業	スポーツボランティア登録者数	—	50人	スポーツボランティア 登録者数	34
スポーツリーダーバンク事業	スポーツリーダーバンク登録者数	118人	155人	スポーツリーダーバンク 登録者数 市登録 60人→75人 県登録 76人→97人 ※重複登録を除く 18人→17人	34
市立体育館施設改修事業	体育施設年間利用者数	1,098,995人	1,126,000人	体育施設の年間延べ利用者数 ・体育館 513,000人 ・屋外体育施設 464,000人 ・市民プール 149,000人 (※過去5年間の平均施設 利用人数(1,077,798人) ×平均推移・増加率 (1.044))	35
地域における子どもの健康・体力づくり事業	出前講座事業数	—	14事業	放課後子ども教室推進事業、 14教室への出前講座実施数	36
高齢者の活動機会充実事業	健康体操教室の参加者数	2,857人	3,120人	健康体操教室(4会場)に おける開催回数×募集人数	36

第2章 資料

1 越谷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(平成22年4月30日市長決裁)

(設置)

第1条 越谷市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、越谷市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、教育委員会や審議会等に提示する計画案等を決定する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長をもって充て、副委員長は、生涯学習部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員長、副委員長および委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員長は、策定委員会を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第7条 計画の策定に関する調査・研究、素案および最終案の検討等を行わせるため、越谷市教育振興基本計画検討部会を設置する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育総務部総務課、生涯学習部生涯学習課および生涯学習部体育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

別表（第3条関係）

職名
企画部長
協働安全部長
健康福祉部長
児童福祉部長
環境経済部長
都市整備部長
教育総務部長
教育総務部参事
生涯学習部長

2 越谷市教育振興基本計画策定検討部会設置要綱

(平成22年4月30日市長決裁)

(設置)

第1条 越谷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第7条の規定に基づき、越谷市教育振興基本計画策定検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討部会は、越谷市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に関する調査・研究、素案および最終案の検討等に関する事項を所管する。

(組織)

第3条 検討部会は、部会長、副部会長および部会員をもって組織する。

2 部会長は、教育総務部参事をもって充て、副部会長は、教育総務部副部長および生涯学習部副部長をもって充てる。

3 部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 部会長、副部会長および部会員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(部会長および副部会長)

第5条 部会長は、検討部会を総括し、会議の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討部会の庶務は、教育総務部総務課、生涯学習部生涯学習課および生涯学習部体育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

別表（第3条関係）

職名
企画課長
地域活動推進課長
障害福祉課長
児童福祉課長
保育課長
環境保全課長
公園緑地課長
教育総務部参事
総務課長
科学技術体験センター所長
指導課長
教育センター所長
学校課長
給食課長
生涯学習課長
体育課長
図書館長
公民館長の代表者

3 越谷市教育振興基本計画策定委員会名簿

No.	所 属 職 名	氏 名	備考
1	企画部長	大島 健	
2	協働安全部長	長野 勝	
3	健康福祉部長	中山 知裕	
4	児童福祉部長	福澤 辰幸	
5	環境経済部長	秋山 清	
6	都市整備部長	矢部 正平	
7	教育総務部長	鈴木 俊昭	委員長
8	教育総務部参事	佐藤 忠弘	
9	生涯学習部長	豊田 正明	副委員長

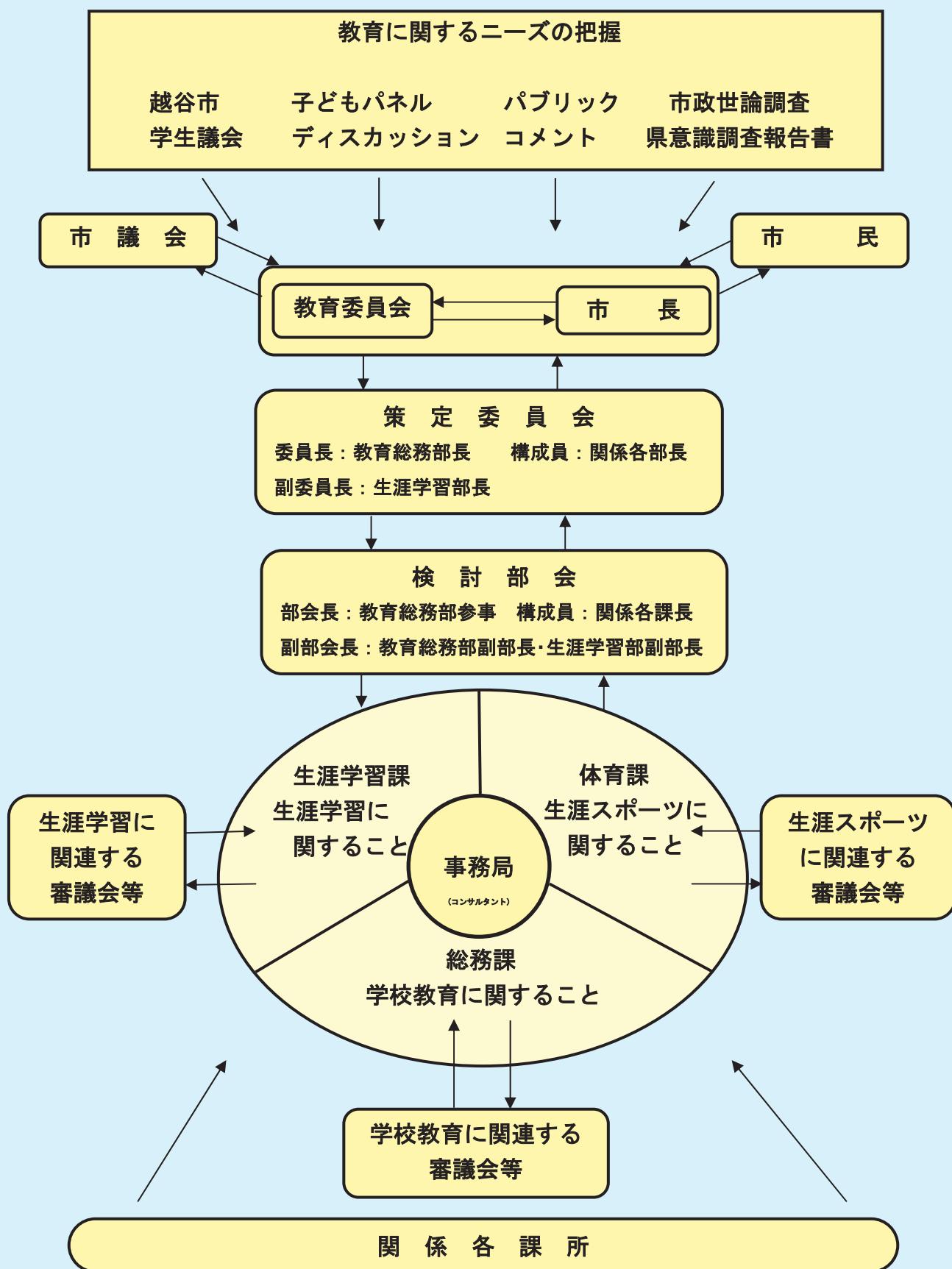
4 越谷市教育振興基本計画策定検討部会名簿

No.	所 属 職 名	氏 名	備考
1	企画部副部長(兼)企画課長	立澤 悟	
2	協働安全部地域活動推進課長	石川 実	
3	健康福祉部副部長(兼)障害福祉課長	瀧田 賢	
4	児童福祉部児童福祉課長	新木田 信明	
5	児童福祉部副部長(兼)保育課長	杉崎 文雄	
6	環境経済部環境保全課長	斎藤 光雄	
7	都市整備部公園緑地課長	海老名 達也 (高橋 幸一)	()内は、 前任者
8	教育総務部参事	佐藤 忠弘	部会長
9	教育総務部副部長(兼)総務課長	高橋 利正	副部会長
10	教育総務部総務課科学技術体験センター所長	小林 中子	
11	教育総務部指導課長	若田 範之	
12	教育総務部指導課教育センター所長	片平 秀徳	
13	教育総務部学校課長	荒井 一郎	
14	教育総務部副参事(兼)給食課長	長本 哲夫	
15	生涯学習部生涯学習課長	斎藤 美子	
16	生涯学習部副部長(兼)体育課長	鈴木 紀代史	副部会長
17	生涯学習部図書館長	山崎 薫	
18	生涯学習部生涯学習課大相模公民館長	野口 義雄	

5 越谷市教育振興基本計画策定事務局名簿

No.	所 属 職 名	氏 名	備考
1	教育総務部副部長(兼)総務課長	高 橋 利 正	事務局長
2	教育総務部総務課副主幹(兼)庶務係長	早 山 裕 之	事務局次長
3	教育総務部総務課庶務係主事	西 岡 宏 城	
4	教育総務部総務課管財担当主査	岡 田 益 史	
5	教育総務部指導課生徒指導担当主査	肥 沼 武 史	
6	教育総務部学校課人事・学務担当主査	岡 本 順	
7	教育総務部給食課副主幹(兼)管理係長	永 山 育	
8	生涯学習部生涯学習課生涯学習担当副主幹	山 梨 一 弘	
9	生涯学習部生涯学習課生涯学習担当主査	関 弘 明	
10	生涯学習部生涯学習課生涯学習担当主事	長 瀬 佑 輔	
11	生涯学習部体育課主幹(兼)管理係長	植 田 春 夫	
12	生涯学習部体育課振興係長	高 橋 功	
13	生涯学習部体育課振興係主査	川 俣 清 隆	
14	生涯学習部市立図書館奉仕担当主査	横 山 みどり	

6 策定体制



7 策定経過

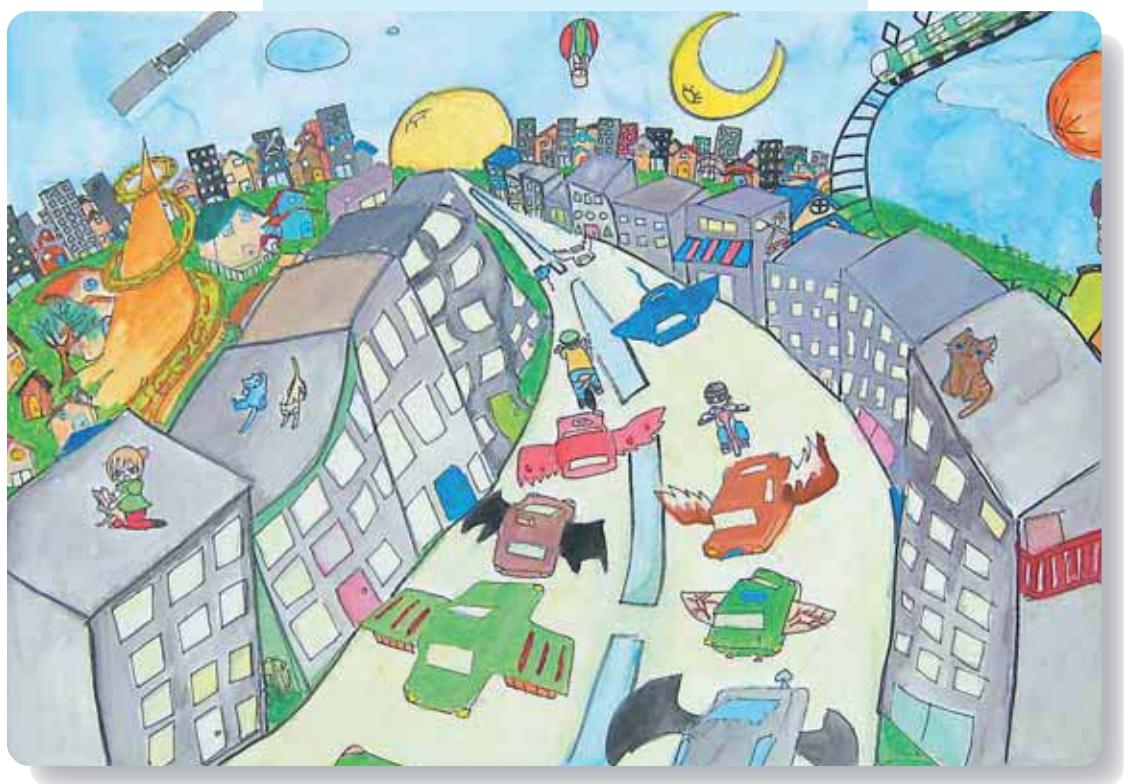
時期	事項	内容
平成21年 11月	子どもパネルディスカッション (H21.11.24)	「越谷市のめざすべき姿を語る子どもパネルディスカッション～（仮称）越谷市教育振興基本計画の策定に向けて～」を実施 市内小中学生他計190名が参加 司会進行：指導課教育指導担当主査 小島 久和 学校課人事・学務担当主査 瀧田 優
平成22年 5月	越谷市学生議会 (H22.5.10)	越谷市議会主催により、大学生による市政や教育に対する質問が出された内容を踏まえる
	関係各課所ヒアリング (H22.5.11・12)	各課所における現状や課題、将来展望等について
	関係部長ヒアリング (H22.5.18)	教育委員会全体を通じての現状や課題、将来展望等について
	第1回検討部会 (H22.5.18)	(仮) 越谷市教育振興基本計画策定方針および概要についての協議
	第1回策定委員会 (H22.5.24)	
6月	6月定例教育委員会会議 (H22.6.25)	策定にあたっての視点について意見を伺う
	各種団体ヒアリング	
6~7月	第1回パブリックコメント (H22.6.15~7.14)	策定にあたっての視点について意見を伺う
8月	第2回検討部会 (H22.8.9)	計画素案についての協議
	第2回策定委員会 (H22.8.31)	
	各種団体ヒアリング	
9月	9月定例教育委員会会議 (H22.9.30)	計画素案および今後の予定等について情報提供
	教育・環境経済常任委員会(H22.9.15)	
10月	越谷市教育振興基本計画策定に係る シンポジウム (H22.10.22)	教育に関する講演会「今日的な教育課題と越谷市の教育が進むべき方向について」 講師：渋谷治美氏（国立大学法人埼玉大学副学長） 田口浩明氏（東京都立両国高等学校教諭） 計画素案についての説明 第2回パブリックコメントや小中学生絵画募集の周知 計98名が参加
10~11月	第2回パブリックコメント (H22.10.15~11.15)	計画素案について意見を伺う
11月	第3回検討部会 (H22.12.21)	計画最終案についての協議
12月	第3回策定委員会 (H22.12.27)	
平成23年 1月	1月定例教育委員会会議 (H23.1.27) 各種団体へ報告	
3月	教育・環境経済常任委員会 (H23.3.10)	策定経過と今後のスケジュール等について情報提供
	3月定例教育委員会会議 (H23.3.24)	計画最終案についての審議、最終決定
	計画最終案の市長決裁	
4月	計画開始 (H23.4.1から)	
	計画書の公表	市ホームページ等を通じて公表

8 用語説明

行	用語	説明	ページ
か	学校応援団	学校の様々な活動にボランティアとして協力する保護者や地域住民の活動組織のことです。	24,25, 81,125
	学校図書館運営ボランティア	保護者、地域住民等がボランティアとして学校図書館の運営をサポートする方のことです。	25,81
	学校ビオトープ	学校の敷地内に設けた、在来生物がありのままの姿で生息する空間のことです。環境教育の教材として活用されています。	15,67
	キャリア教育	勤労観・職業観を身に付けるとともに、主体的に自己の進路を選択・決定する能力を育む教育です。	72
さ	埼玉県家庭教育アドバイザー	子育てに関する不安や悩みを持つ親などに対してアドバイスや相談活動を行う「子育てアドバイザー」と、親が親として育ち、力をつけるための学習や将来、親になる中学生・高校生への親になるための学習を支援する「親の学習指導者」の双方の活動を行うことができる方のことです。	86
	彩の国教育の日、彩の国教育週間	教育に関する県民の関心と理解を深めるとともに、学校・家庭・地域が連携し、県民一体となって教育に関する取り組みを推進する契機となるよう定めた日および週間のことです。 「彩の国教育の日」が11月1日、「彩の国教育週間」が11月1日から7日までです。	81
	持続可能な社会	資源の循環を図りながら、生態系だけでなく環境・経済・人間社会の三要素が世代を越えてバランスの取れた社会のことです。	67
	指定管理者制度	これまで地方自治体や市の出資法人等に限定されていた公の施設の管理を、NPOや民間事業者などに委ねる制度です。	106,107
	小1 プロブレム	小学校に入ったばかりの小学1年生が、集団行動が取れず、授業中に着席できない、話をじっと聞けないなどの状態が数ヶ月継続する状態のことです。 なお、中学入学直後の生活の変化になじめずに不登校になったり、いじめが急増する現象を「中1ギャップ」と言います。	65
	食育	自ら食について考える習慣を身に付け、生涯を通じて健全な食生活を実現できるよう、食品の安全性や栄養、食文化等、食に関する様々な知識を身に付けるための取り組みを指します。	9,16, 70,74, 111,125

行	用語	説明	ページ
さ	スポーツ安全保険	アマチュアのスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動などを行う社会教育関係団体の活動中に起きた事故に対する補償制度で、財団法人スポーツ安全協会が加入窓口となっています。	99
	スポーツリーダーバンク	市民スポーツ活動の促進を図るため、スポーツ活動指導者を登録し、地域、各種団体、スポーツクラブ等の派遣要請に対し、指導者を派遣する制度です。	34,104, 109,127
	生活習慣病	糖尿病・脂質異常症・高血圧症・脳卒中・心臓病・高尿酸血症など、生活習慣（食事習慣、運動習慣、肥満、喫煙、飲酒など）が主な発症原因であると考えられている疾患の総称です。	111
	世界寺子屋運動	世界中のすべての子どもたちが学校に通えるようになることや、成人女性の識字率が向上することを目標に、「学びの場=寺子屋」で読み書きや算数を学べるように、教育の機会を提供する運動です。	117
	総合型地域スポーツクラブ	地域の住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで様々な人が、種目や年齢に関わりなくだれもが自由に活動するスポーツクラブのことです。	102,103
た	体育指導委員	スポーツ振興法で規定されている公的な社会体育指導者です。教育委員会が委嘱してスポーツ振興のため、スポーツに関する指導・助言を行います。（任期2年）	102,104, 119
	知識基盤社会	新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のことです。	39
な	ニュースポーツ	競技性にこだわらず、気軽に誰でも楽しく参加できることを目標としたスポーツで、代表的なものとしてはグラウンド・ゴルフや、カーリングを室内で行えるよう考案されたユニカールなどがあります。	111,118
	ノーマライゼーション	障がい者と健常者を区別することなく、社会生活をともに送ることが本来の望ましい姿であるとする考え方のことです。	9,20
は	バリアフリー化	日常生活で支障となる物理的な障壁（段差など）を解消することです。また、精神的な障壁を取り除く意味でも用いられます。	22,106, 112,114, 125
	放課後子ども教室	すべての子どもを対象として、放課後や週末に地域住民の協力のもとに安全・安心な場所で勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等を行うものです。	10,29, 88,110, 127

行	用語	説明	ページ
ま	メタボリック シンドローム	内臓脂肪型の肥満（内臓肥満・腹部肥満）に、高血糖・高血圧・高脂質のうち2つ以上の症状が併発した状態を言います。	111
や	ユニバーサル 社会	社会の制度や仕組みにおいて、障がいの有無、年齢等に関わりなく、国民一人ひとりがそれぞれ対等な社会の構成員として、自立し相互にその人格を尊重しつつ支え合い、すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限発揮できる社会を言います。 平成16年6月16日、第159回国会において「ユニバーサル社会の形成促進に関する決議」が参議院本会議において可決成立しています。	113,114
	ユニバーサル デザイン	道具や建物、乗り物、空間などを、年齢や性別、身体的能力などの違いにかかわらずすべての人が使いやすいうようにデザインしたものです。	106,112, 114
ら	ライフステージ	乳幼年期、少年期、青年期、成人期、高齢期など、人の一生におけるそれぞれの段階のことを指します。	10,11, 26,27, 30,36, 86,99, 100
	レファレンス	照会問合せのことです。図書館が、利用者の調査・研究のための支援、回答を行うサービスのことを、レファレンス・サービスと言います。	91
A	ALT (語学指導助手)	日本人外国語担当教員の助手として児童生徒に外国語の指導にあたる者のことです。なお、ALTは、Assistant Language Teacher の略	8,69
I	ICT (情報通信技術)	情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称を指します。なお、ICTは、Information and Communication Technology の略	6,7, 8,14, 63,125
N	NPO (民間非営利組織)	利潤をあげることを目的としない民間団体の総称として使われます。活動分野は、医療・福祉、環境、文化芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、防災など広範な分野に及んでいます。なお、NPOは、Non Profit Organization の略	123



越谷市立東越谷小学校 5年 兎洞 葵衣

「月へと続く道」

未来の越谷がもっと楽しくて個性豊かでおもしろくて、便利になったことを思いうかべました。

9 市の憲章と各種宣言

越谷市民憲章

(昭和 53 年 11 月 3 日制定)

わたくしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくります。
1. きまりを守り、信じあい心豊かな明るいまちをつくります。
1. 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくります。
1. 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくります。

越谷市子ども憲章

(平成 10 年 11 月 3 日制定)

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたくしたちは、夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 自立 | わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。 |
| 責任 | わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。 |
| 健康 | わたしたちは、命を大切にし、明るく、たくましく生きてていきます。 |
| 感謝 | わたしたちは、思いやりの心と、「ありがとう」の気持ちを持ち続けます。 |
| 環境 | わたしたちは、自然や文化を大切にし、環境にやさしくします。 |

越谷市福祉憲章

(平成 11 年 9 月 15 日制定)

わたくしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、しっかりと手をたずさえ、知恵をだし、それぞの役割を自覚し、責任を果たしていくなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

ともに生きよう　かけがえのない　あなたのいのち　明日に向けて　みんなでつくろう　やさしいまちを
ともにつなげよう　あなたのちから　わたしの経験　知恵をだしあい　みんなで築こう　住みよいまちを
ともにかけあおう　ほほえみと　思いやり　手をとりあって　みんなで育てよう　ふれあいのまちを
ともに高めよう　すこやかな　こころと体　明るい家庭　みんなで愛そう　ふるさとのまちを

安全都市宣言

(昭和 37 年 3 月制定)

最近における産業、経済、文化の発展と交通量は極度に増加し、交通事故が頻発して大きな社会問題となっている。また火災の発生も文化生活の向上、暖房用火器具類の発達普及に併行して増加の傾向にある。よって全市民とともに安全都市造成の理想を達成するため「安全都市」とすることを宣言する。(抜粋)

スポーツ・レクリエーション都市宣言

(昭和 49 年 9 月 26 日制定)

水と緑と太陽に恵まれた私たちのまち越谷市も、急激な開発と人口増加により、美しい自然と生活様式に大きな変化がもたらされました。

私たちは、いつも美しい自然にあふれ、健康で明るく人間性豊かなまち越谷市でありたいと思います。

私たちは、ひとりひとりが生涯をとおしてスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康でたくましい心とからだをつくるとともに、さらに市民の交流を深め、連帯感に支えられた明るく豊かな住みよいまちを築くことを誓い、次の目標をかかげて越谷市を「スポーツ・レクリエーション都市」とすることをここに宣言します。

- すべての市民がスポーツ・レクリエーションを楽しみましょう。
- すべての市民が力を合わせてスポーツ・レクリエーションのできる場をつくりましょう。
- すべての市民がスポーツ・レクリエーションに進んで参加しましょう。
- すべての市民が身近にスポーツ・レクリエーションのできる仲間をつくりましょう。

文化都市宣言

(昭和 58 年 11 月 3 日制定)

清らかな川の流れと豊かな緑、青い空。

昔から水郷こしがやとして親しまれてきた

わたしたちの郷土は、先人達が遺（のこ）してくれた
かけがえのないふるさとである。

わたしたちは、

先人から受け継いだ恵みを守り、はぐくみ、

さらに、人間愛に満ちた

ゆとりと潤いと安らぎのある文化のまちを創（つく）って
次の世代に引き継いでいこう。

みんなで心と力をあわせて、

わがまち越谷 と だれもが誇れるまちづくりをすすめ、
生涯を心豊かに過ごせるような市民生活を築いていこう。

市制 25 周年にあたり、

越谷市を「文化都市」とすることを宣言する。

平和都市宣言

(平成 20 年 11 月 3 日制定)

わがまちは、古くから「水郷こしがや」として親しまれてきた水と緑と太陽に恵まれた美しいまちであります。

そして、このかけがえのない自然と明るく平和なくらしは、越谷市民すべての願いであります。わが国は、先の大戦による戦禍にみまわれ、世界で唯一の被爆国として、尊い命や貴重な財産を失ってきました。この戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えていかなければなりません。

わたしたちは、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、美しい自然環境を新しい世代に引き継ぐため、人類共通の願いである世界の恒久平和実現を希求し、市制施行 50 周年を期して、ここに平和都市宣言をいたします。